

ロイヤリティ配分覚書

株式会社トッパンキャラクタープロダクション（以下甲という）と<クリエイター氏名>（以下乙という）とは、乙が承諾した甲の運営するサイト「デコフラ待受ヒット10」（以下本サイトという）のクリエイター登録規約第9条に基づき、甲乙間で締結した乙が著作権を有するキャラクターの商品化権許諾契約書に関連して、甲乙間で平成 年 月 日付で締結した確認書（以下本確認書という）に基づき、甲が乙に支払うロイヤリティの配分について、次の通り覚書を締結する。

第1条（ロイヤリティの配分）

甲は乙に対して、本サイト上のキャラクターの掲載された画像、アニメーション（以下本画像等という）のダウンロード数に応じて、次条以下の条件にて、ロイヤリティを支払うものとする。

第2条（支払対象のクリエイター）

ロイヤリティの支払われる対象のクリエイターは、本サイト上の自己の本画像等のダウンロード数の多い順の上位100名とする。

第3条（ロイヤリティ額の算出）

甲が乙に配分するロイヤリティ額（消費税別）は、毎年1月1日から6月末日までの6ヶ月間（以下、後述の6ヶ月間と合せて単に半期という）および7月1日から12月末日までの6ヶ月間毎に、次の方法により算出されるものとする。

配分財源の算出：

本サイトの管理、運営料として、本サイトのキャリアであるKDDIから甲に支払われる金員の40%・・・A
本画像等の1ダウンロード毎の配分単価の算出：

Aを、乙を含む本サイトの登録クリエイター全員の本画像等の総ダウンロード数で除した金額・・・B

乙へのロイヤリティ配分額の算出：

Bに本サイトの乙の本画像等のダウンロード数を乗じた金額

2.前項の規定にもかかわらず、本覚書に基づく会員資格（以下会員資格という）のうち、乙がノーマル会員の場合は、前項により算出されたロイヤリティ額が1000円未満の場合には、ロイヤリティは支払われないものとする。

第4条（ミニマムロイヤリティ）

前条第1項の規定にもかかわらず、乙は、乙の会員資格に応じて、次の通りミニマムロイヤリティが保証されるものとする。但し、乙がノーマル会員の場合には、ミニマムロイヤリティは適用されないものとし、また、本画像等のダウンロード数が0の場合もミニマムロイヤリティは適用されないものとする。

ゴールド会員：半期で1000円

シルバー会員：

）半期のロイヤリティ額が500円以上1000円未満の場合は1000円

）半期のロイヤリティ額が500円未満の場合は500円

第5条（報告書の提出、請求書の発行、支払条件等）

甲は乙に対して、半期末日締めで翌月20日前後にロイヤリティに関する報告書を提出するものとし、乙は甲に対して、当該報告書受領月の末日までにロイヤリティの請求書を発行するものとする。

2.甲は、前項に基づき乙からロイヤリティの請求書を受領した場合は、受領月の翌月末日までに、乙指定の銀行口座にロイヤリティを振り込むものとする。

第6条（秘密保持）

甲および乙は、本覚書の内容および本覚書に関連して知り得た相手方の秘密情報の秘密を保持し、第三者に開示、漏洩しないものとする。ただし、次の各号の一つに該当するものは、この限りでない。

開示、知得の際、すでに公知のもの。

開示、知得の際、すでに自己が所有していたもの。

開示、知得後、自己の責によらないで公知となったもの。

正当な権限を有する第三者から入手したもの。

第7条（有効期間）

本覚書は、平成19年7月19日から本確認書の有効期間中とする。

第8条（協議）

本覚書に定めのない事項および本覚書の規定の解釈に疑義を生じた事項は、甲乙誠意をもって協議し、解決するものとする。

平成 年 月 日

東京都台東区台東一丁目5番1号
株式会社トッパンキャラクタープロダクション
代表取締役 伊庭 泰裕

<クリエイター住所>

<クリエイター氏名>